

公表

事業所における自己評価結果

事業所名		幕別町発達支援センター		公表日 令和 8 年 3 月 30 日		
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境 ・ 整備 ・ 運営	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	1	1	センターとして持ち込んでいる教材はなく、主に訪問先施設にある教材を使用しており、教材の要望などをしてはいない。	今後は、ケースに応じてセンターから支援教材を持ち込んだり、訪問先施設の教材についても相談していくこともありうる。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	1	1	8名の利用者に対して職員2名で対応しているが、日程調整が難しいときもあり、利用者が増加した場合対応は難しい。	訪問支援に携わる職員数を増やすことは難しいと思われるので、実施の仕方などを調整し、対応できるようにしていきたい。
業務 改善	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	1	1	訪問支援の担当職員間で、協議をすることはあるが、他の職員の参画は限定敵になってしまっていることもある。	広く職員が参画して協議し、様々な視点からよりよい事業にしていきたい。
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	1	1	今年度から訪問支援に関する評価を実施したため、まだ十分とは言えない。	保護者からの評価を受け、業務の改善、充実を図っていきたい。
	5	従業員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	1	1	3の項目と同様、限定的な意見の共有になっているところがある。	広く職員の意見を把握し、様々な視点からよりよい事業にしていきたい。
適切 な 支 援 の 提 供	6	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	2			
	7	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	2			
	8	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	2			
	9	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	1	1	訪問支援を担当している職員が中心に対応しており、職員間での共有が十分ではなかったところがある。	担当の職員だけではなく、他の職員も交えて計画の協議や支援方針の検討をしていきたい。
	10	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	1	1	日々の行動観察によるアセスメントが中心となりがちで、フォーマルなアセスメントの機会が少ない。	知能検査以外のアセスメントツール(集団適応にかかわるもの)をもとにしたアセスメントも検討していく。
	11	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	2			
	12	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	2			
	13	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	2			
14	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	1	1	定期的にモニタリングをすることとしているが、日程の都合上期間が空いてしまったり、見直ができなかったこともあった。	定期的にモニタリングの機会を設け、支援計画の内容と実際の状況を照らし合わせながら、見直しを行っていく。	
保 護 者 等 へ の 説 明	15	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	2			
	16	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	2			
	17	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	2			
	18	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	2			
	19	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	2			

等 訪問先施設への説明等	20	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	2			
	21	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2			
	22	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	2			
	23	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	2			
	24	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2			
	25	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	2			
	26	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2			
	27	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2			
	28	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	2			